

令和 8～10 年度 資源ごみ回収事業委託業務仕様書

(適用範囲)

第 1 条 この仕様書は、木曾岬町（以下「委託者」という。）が実施する「資源ごみ回収事業委託業務」（以下「委託業務」という。）に適用する。

(作業計画)

第 2 条 受託者は、委託業務着手前に委託者と十分な打ち合わせを行うものとする。

(委託業務)

第 3 条 委託者は、木曾岬町における資源ごみ回収事業を受託者に委託するものとする。

第 4 条 回収品目は「新聞」「チラシ」「雑誌雑紙」「段ボール」「飲料用紙パック」「アルミ缶」「スチール缶」「透明ビン」「茶色ビン」「その他ビン」「ペットボトル」「布類」「トレイ」「廃食油」「台所用品」「家庭用農具」「家庭用大工道具」「小型家電品」「スプレー缶」の 19 品目とする。

ただし、地区によって回収しない品目もある。

(法令上の責任)

第 5 条 受託者は、前条の委託業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令（木曾岬町の条例等を含む。）の規定を厳守し、かつ、委託者の指示に従うものとする。

(作業基準)

第 6 条 受託者は、次の各号に定める作業基準に従わなければならない。

- (1) 資源ごみを定められた日時に速やかに収集すること。
- (2) 回収容器及び付属品を集積場所に配布するとともに、回収容器に収められた資源ごみを収集、運搬、選別及び処分し、収集時には集積場所の清潔保持に努めること。
- (3) 受託者は木曾岬町内から回収された資源ごみについて、二次処理を行い、自ら契約した問屋等へ国内での再生利用として毎月搬出すること。また、処理に際しては、環境に十分配慮し、他に影響が及ぼさないようにすること。なお、問屋等との契約に関しては、実勢価格（市場価格）を踏まえ契約すること。
なお、小型家電品については、自ら契約した国の認定事業者へ搬出すること。
- (4) 資源ごみの集積運搬車両（以下「使用車両」という。）は、委託業務作業中であつても他の車両等の通行を妨げないようにし、運搬中においては、資源ごみの飛散を防止すること。
- (5) 収集は、天候の如何を問わず実施すること。ただし、委託者から指示があつた場合はこの限りではない。
- (6) 収集日は、毎月第 4 日曜日とする。ただし、12 月においては委託者が決定するものとする。
- (7) 各収集場所への回収は、原則当日の正午までに収集すること。

(委託料及び支払方法)

第7条 委託者は受託者に委託業務に要する経費（袋配布費用、袋整理費用、資源ごみ収集運搬費用、古紙・缶・布等選別費用、ビン・缶・PET等選別費用、ビン運搬費用、スチール缶運搬費用、スチール缶処理費用、小型家電品運搬費用、一般ごみ運搬費用、帳票記入費用、事務雑費等、管理者費用、袋洗浄費用、帳票作成費用）として、委託料総額〇〇〇〇円（内、消費税〇〇〇〇円）を支払うものとする。

2 受託者は、委託者に当該月分（上記委託料を36回で分割した額）を翌月10日までに請求するものとする。

3 委託者は前項の支払い請求書を受理した日から30日以内に受託者に支払わなければならない。

4 委託者は、受託者が前項に定める作業基準を守っていないと認めるとき、又は正当な理由がなく第5条に定める報告を行わないときは、受託者に対する委託料の支払いを保留若しくは委託料の一部を減額することができる。

(報告書の提出)

第8条 受託者は、1ヶ月ごと、月末締め、自治会別、商品別にて集計し、報告書として委託者に提出する。

(委託業務機材の負担)

第9条 委託業務の実施に必要な機材等に係わる費用は、委託者が指定するもの以外はすべて受託者の負担とする。

(使用人の行為に対する責任)

第10条 受託者は、自己の使用人に対し、服装、言語及び態度等に留意し、その使用人の落ち度によって町民に迷惑をかけないように、常に指導しなければならない。

(契約の保証)

第11条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。但し、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は、第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(再委託等の禁止)

第12条 受託者は、第三者に委託業務の全部又は一部を再委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約による権利義務を譲渡してはならない。

(損害賠償責任)

第13条 受託者は、次の各号の一に該当するときはその損害を被害者に賠償しなければならない。ただし、委託者の責に帰する場合はこの限りではない。

- (1) 委託業務の実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 契約が解除された場合において、受託者が委託者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第14条 委託者は、受託者が次の各号の一つに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、委託者は、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を受託者に請求することができるものとする。

- (1) 受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令300号）第4条に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 受託者の契約違反その他不正行為により、委託者がこの契約を続行することができないと認めたとき。
 - (3) 受託者が破産の宣告を受けたとき。
 - (4) 受託者が委託者の指示に従わないとき。
 - (5) その他委託者の都合により、この契約を解除する必要があると認めたときは、解除しようとする日の3ヶ月前までに文書をもって通知するものとする。
- 2 受託者は、この契約を解除しようとするときは、その解除しようとする日の6ヶ月前までに文書をもって申し出なければならない。

(自動車保険)

第15条 受託者は、使用車両に自己の責任で自動車保険を付さなければならない。

(資源ごみの処分金)

第16条 受託者は、回収した資源ごみを処分する際は、処分する月の実勢価格（市場価格）に基づいて行うものとし、その全額を遅滞なく委託者に支払うものとする。なお、処分金については、処分先からの支払伝票（品目別に単価、金額が明記されたもの）もあわせて提出すること。

(貸与品)

第17条 貸与品は以下のとおりとする。また貸与品については契約後、受託者が委託者の指定場所から受託者の保管場所へ運搬し、契約期間終了後には受託者は委託者の指定場所へ運搬すること。

(1) 収納袋 60枚 (予定)

(2) フレコン 580枚 (予定)

(3) パネル 250枚 (予定)

(4) ネット 370枚 (予定)

(5) スプレー缶用コンテナ (81.2ℓ) 38個 (各地区2個×19か所)

2 受託者は、この契約が終了または解除された場合は、委託者が貸与した機材を速やかに返却するものとする。

(疑義の処理)

第18条 受託者は、この契約について疑義が生じたときは、委託者の指示に従うものとする。

(秘密保持)

第19条 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約期間)

第20条 この契約による委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日とする。

(補足)

第21条 この契約に定めのない事項については、法令に定めるもののほか、委託者、受託者協議して定めるものとする。